

露天商に対する指示書（滝山中央会場）

令和 8 年 6 月 1 日

「滝山・前沢みんなの夏祭り」滝山中央会場

この指示書は、「滝山・前沢みんなの夏祭り」（以下、「夏祭り」という）の滝山中央会場（滝山中央名店会・ふれあい通り商店会、七親会、タキヨン入口商店会）における露天商の出店について、その条件を定めるものとする。

滝山中央会場においては、この指示書に従うことを誓約する者のみが出店できるものとする。

- ◎出店場所は、滝山中央会場責任者の定める場所に限る。
- ◎出店希望者は、滝山・前沢みんなの夏祭り実行委員会（以下、「実行委員会」という）の定めた書式による、次の書類を事前に提出すること。
 - ・出店申込書 ・誓約書 ・出店申請者以外で露店の営業に従事する者（従事者がいる場合） ・本人確認書（従事者がいる場合） ・出店許可書
- ◎上記書類提出後、実行委員会の許可印のある出店許可書を受け取った者のみが出店できる。夏祭り当日は、店舗内に出店許可書を必ず掲示すること。
- ◎出店者は、保健所への必要書類については、各自で責任をもって提出し、出店許可を受けること。
- ◎出店者は、営業活動により発生したゴミは各自持ち帰ること。また、店頭にはゴミ袋またはゴミ箱を設置し、各販売品により発生するゴミを回収すること。さらに、会場が清潔に保たれるように、清掃するなどの努力をすること。
- ◎出店に当たっては、来場者の通路を十分に確保すること。
- ◎出店者は、**店舗の下に養生シートを敷くなどして、路面を汚さないこと。**
- ◎出店者は**植物を植えてある場所に廃液・使用済みの水などを流さないこと。**
- ◎会場に配線する電気は店の照明用のみで使用するものとし、**電気調理器具の使用は一切認めない。**
- ◎出店者は、店舗作りや撤去の際に商店街の施設や公共施設、近隣住宅を傷つけないように十分注意すること。万が一損害を与えた場合は速やかに滝山中央会場責任者に申し出て、責任を持って復旧すること。
- ◎出店する店舗の準備は、夏祭り前日の午後 8 時以降から開始すること。
- ◎出店の準備、片付けの時を含め、祭り会場は車両進入禁止とする。
- ◎出店者は、近隣の店舗の駐車場に無断で車両を駐車しないこと。
- ◎出店者は閉店時刻を厳守し、閉店時刻午後 9 時になったら一斉清掃を開始、消灯時刻午後 9 時 30 分までに清掃を終わらせること。
- ◎出店者は**交通法規や消火器の設置義務など、法律を厳守すること。**

以上の各項目に違反した場合は、即時夏祭りからの退去を命じることがある。また翌年以降の出店を認めないことがある。